

商品概要説明書

平成 25 年 1 月 4 日現在

商品名	財形預金 (財形年金・財形住宅を合わせ合計 550 万円まで非課税扱い)		
	一般財形	財形年金	財形住宅
販売対象	・勤労者の方 ※お一人さま何口でもご契約できます。	・55 歳未満の勤労者の方 (55 歳以降の積立可) ※全金融機関を通じ、お一人さま一契約に限られます。	
預入期間	・3 年以上	・5 年以上 【注意：財形年金について】 ・最終預入日から年金支払開始日まで 6 ヶ月以上 5 年以内の据置期間が必要。 ・預金者が 60 歳の誕生日以降、最初の年金支払日から 3 ヶ月毎 (5 年以上 20 年以内) に支払。	
預入	・預入方法：給与または賞与から天引きによる積立 (勤労者と事業主が財形預金の天引依頼契約/勤労者と当行が財形貯蓄契約) ・期日指定定期預金 (自動継続) で運用します。		
	・預入限度額 限度なし	・預入限度額 元利合計が、非課税限度額 550 万円の範囲内 (非課税限度額は、財形年金と財形住宅の合計)	
	・預入金額：100 円以上 (給与・賞与の範囲内)		
	・預入単位：1 円単位		
払戻方法	・1 年間払出不可 ・全部解約、一部支払 いずれも可	・年金以外払出不可	・マイホーム取得・住宅 増改築以外の払出不可
利息	・適用金利：預入日の店頭表示利率		
	・利払方法 解約または一部支払時に一括支払 (一律 20% の分離課税扱い)	・利払方法 年金支払時	・利払方法 マイホーム取得、住宅増改築で支払時
	・計算方法：利付単位 1 円で、1 年 365 日の日割計算 (1 年複利計算)		

手数料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	・ やむを得ず期限前解約される場合は、当行所定の期限前解約利率を適用いたします。詳しくは、《定期預金中途解約時の取扱い》をご参照ください。（期日指定定期預金に準じます）
金利情報の入手方法	・ 金利については、店頭窓口またはホームページにてご確認ください。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積立額の変更、積立の停止等の契約変更ができます。 ・ 財形年金・財形住宅は、預入限度額を超過した場合や、お支払い要件以外の目的で払出した場合、最長5年間溯って20%（国税15%、地方税5%）の分離課税扱いになります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までにお受取りになる利息には復興特別所得税が付加され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ・ 本商品は預金保険制度の対象ではありませんが同保険の範囲内で保護されます。

当行が契約している指定紛争解決機関：全国銀行協会

<連絡先> 全国銀行協会相談室

<電話番号> 0570-017109 または 03-5252-3772